

香川県地域密着型サービス等整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

地域密着型サービス等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、平成27年度、平成28年度及び平成29年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、平成27年度地域介護対策支援臨時特例交付金交付要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 対象事業

地域密着型サービス等整備事業は、香川県が設置した地域医療介護総合確保基金を財源の全部又は一部として実施する次の事業をいう。

また、地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

- ア 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- ウ 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- エ 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- オ 認知症高齢者グループホーム
- カ 小規模多機能型居宅介護事業所
- キ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ク 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ケ 認知症対応型デイサービスセンター
- コ 介護予防拠点
- サ 地域包括支援センター
- シ 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。以下同じ。）
- ス 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

セ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設

- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

ウ 介護療養型医療施設転換整備支援事業

(ア) 対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、b、c並びにhについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。

a 介護老人保健施設

b ケアハウス

c 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）

d 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）

e 認知症高齢者グループホーム

- f 小規模多機能型居宅介護事業所
- g 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- h 生活支援ハウス
- i 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅。

(イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

第3 実施主体

地域密着型サービス等整備事業の実施主体は、香川県及び市町とする。

第4 対象除外事業

次に掲げる場合は、本事業の対象としない。

(1) 第2の(1)及び(4)に掲げる事業

- ア 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合
- イ 土地の買収又は整地等個人又は法人の資産を形成する事業である場合
- ウ 職員の宿舎、施設の車庫又は倉庫の建設に係る事業である場合
- エ その他介護施設等の整備として適当と認められない場合

(2) 第2の(2)に掲げる事業

- ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる場合
- イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合

(3) 第2の(3)に掲げる事業

- ア 保証金として授受される一時金である場合
- イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
- エ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合

第5 補助額の算定方法等

補助金の交付の対象となる経費は、予算の範囲内において調整のうえ、次のとおりとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める配分基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」については、別表1の(3)の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める配分基準により算定した額と第5欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

(2) 財政上の措置

上記第2の対象事業のうち(1)及び(4)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス 	別表1の第3欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス 	別表1の第3欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表1の第3欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表1の第3欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 	別表1の第3欄に定める

1 区分	2 対象施設の種類の種類	3 加算額
震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス	配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

第6 補助金交付申請手続

補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書（第1号様式）に次の関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- ① 補助金所要額調書
- ② 事業計画書
- ③ 歳入歳出（収入支出）予算書（見込書）
- ④ その他参考となる書類

第7 交付の決定

知事は、補助金の交付申請があった場合、その内容を審査し、相当と認めるときは予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

第8 交付の条件

補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 県が、事業者が実施する事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者（以下「県補助対象事業者」という。）に対し、次の条件が付されるものとする。

ア 県補助対象事業者が県補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 県補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 県補助対象事業を中止し、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 県補助対象事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

(ア) 県補助対象事業者が地方公共団体の場合

県補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、県補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書

及び証拠書類を事業が完了する日（県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(イ) 県補助対象事業者が地方公共団体以外の場合

県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

カ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（県補助対象事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

キ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ク 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ 県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、知事が定める様式により速やかに、遅くとも県補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

サ 県補助対象事業者が、アからコにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 県が、市町が事業者の実施する事業（以下「市町補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町補助事業」という。）に補助金を交付する場合には、市町に対し次の条件が付されるものとする。

ア 市町補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 市町が、市町補助対象事業に対して県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町は市町補助対象事業を実施する者（以下「市町補

- 助対象事業者」という。) に対し次の条件を付さなければならない。
- (ア) 市町補助対象事業者が市町補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
 - (イ) 市町補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。) する場合には、市町長の承認を受けなければならない。
 - (ウ) 市町補助対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。) する場合には、市町長の承認を受けなければならない。
 - (エ) 市町補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (オ) 市町補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(市町補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (カ) 市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (キ) 市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。
 - (ク) 市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (ケ) 市町補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (コ) 市町補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。) は、速やかに、遅くとも市町補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町に返還しなければならない。
 - (サ) 市町補助対象事業者が、(ア) から(コ) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町に納付させることがある。
- カ オより付した条件に基づき、市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- キ オの(キ) により、市町補助対象事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ク オの(コ) により、市町補助対象事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ケ オの(サ) により、市町補助対象事業者から納付させた場合には、その納付額の全部

又は一部を県に納付させることがある。

第9 補助金の変更承認

- (1) 第8(1)のイ、ウ又は(2)のア、イに基づく知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ事業変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (2) この補助金の交付決定後に、補助対象額の変更により変更交付申請を行う場合には変更交付申請書(第3号様式)に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

第10 状況報告

補助事業者は、12月末日現在の事業の遂行状況見込みを第4号様式により1月10日までに知事に提出しなければならない。

第11 立入検査

県又は市町は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告させ、又は職員をして、その事務所、事業所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第12 実績報告

補助事業者は、実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(第8の(1)のウ又は(2)イにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から1月を経過した日)又は当該年度の4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日までに、年度終了実績報告書(第6号様式)を知事に提出するものとする。

- ① 補助金精算書
- ② 事業実施結果報告書
- ③ 歳入歳出(収入支出)決算書(見込書)
- ④ その他参考となる書類

第13 補助金額の確定

知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

第14 補助金の交付

補助金の交付は、補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合においては、当該事業の歳出予算の範囲内において概算払をすることができるものとする。

第15 その他

特別の事情によりこの要綱に定める算定方法、手続きによることができない場合には、知事が別途定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成27年6月19日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年9月14日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年9月25日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

別表1 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 事業の区分	2 施設等の区分	3 配分基礎単価	4 単位	5 対象経費
市町補助事業 (地方公共団体が実施する場合は、県補助対象事業)	地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	・地域密着型特別養護老人ホーム	2,130千円	整備床数	
	・小規模な介護老人保健施設	26,700千円	施設数	
	・小規模な養護老人ホーム	2,270千円	整備床数	
	・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,130千円	整備床数	
	・認知症高齢者グループホーム	16,020千円	施設数	
	・小規模多機能型居宅介護事業所	16,020千円	施設数	
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円	施設数	
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所	16,020千円	施設数	
	・認知症対応型デイサービスセンター	11,300千円	施設数	
	・介護予防拠点	8,500千円	施設数	
	・地域包括支援センター	1,130千円	施設数	
	・生活支援ハウス	34,000千円	施設数	
	・緊急ショートステイの整備	1,130千円	整備床数	
	・施設内保育施設	11,300千円	施設数	
介護施設等の合築等				
第2の(1)の事業対象施設を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム	2,130千円に1.05を乗じた額	整備床数		
空き家を活用した整備				
・認知症高齢者グループホーム	8,500千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・認知症対応型デイサービスセンター				

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 事業 の区分	2 施設等の区分	3 配分基礎 単価	4 単位	5 対象経費
県補助対象事業	定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な、開設前6か月に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
	・特別養護老人ホーム	621 千円	定員数	
	・介護老人保健施設	621 千円	定員数	
	・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	621 千円	定員数	
	・養護老人ホーム	621 千円	定員数	
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	3,100 千円	施設数		
市町補助事業 （地方公共団 体を実施する 場合は、県補 助対象事業）	定員29名以下の地域密着型施設等			
	・地域密着型特別養護老人ホーム	621 千円	定員数	
	・小規模な介護老人保健施設	621 千円	定員数	
	・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	621 千円	定員数	
	・認知症高齢者グループホーム	621 千円	定員数	
	・小規模多機能型居宅介護事業所	621 千円	宿泊定員数	
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所	621 千円	宿泊定員数	
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300 千円	施設数	
	・小規模な養護老人ホーム	310 千円	定員数	
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	156 千円	定員数 (転換床数)		

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 事業の区分	2 施設等の区分	3 配分基準	4 補助率	5 対象経費			
<p>県補助対象事業</p>	<p>定員30名以上の広域型施設</p>	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1</p>	<p>1 / 2</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム 						
<p>市町補助事業（地方公共団体が実施する場合は、県補助対象事業）</p>	<p>定員29名以下の地域密着型施設等</p>				<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1</p>	<p>1 / 2</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な介護老人保健施設 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な養護老人ホーム 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内保育施設 						
	<p>【合築・併設施設】</p>						
	<p>定員 29 名以下の地域密着型施設等</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型デーサービスセンター 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防拠点 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援ハウス 						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急ショートステイ 							

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 事業 の区分	2 施設等の区分	3 配分基礎 単価	4 単位	5 対象経費
市町補助事業 (地方公共団 体を実施する 場合は、県補 助対象事業)	既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	「個室 → ユニット化」改修	1,130 千円	整備床数	
	「多床室 → ユニット化」改修	2,270 千円	整備床数	
	ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護療養型医療施設の改修により 転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム			
	特別養護老人ホーム(多床室)の プライバシー保護のための改修	700 千円	整備床数	
	介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅 		創設 1,930 千円	転換床数	
		改築 2,390千円		
		改修 964千円		